

インターリンク・東京海上日動



鵜澤理事長



山口弁護士

「荷主と運送人の責任範囲」セミナー開催
危険品と運送責任について解説

代理店インターリンクと東京海上日動はこのほど、東京都千代田区の東京海上日動本社ビルで外航貨物をテーマにしたセミナー「荷主と運送人の責任範囲」を

開催した。講師に海事弁護士として国内外で多くの講演実績がある岡部・山口法律事務所、山口修司弁護士を招き、国際海上運送の実務について解説した。今回は、NPO法人外航利用運送事業者倶楽部（東京都港区、鵜澤理事長）が主催・引き受けを行っ

ている。賛助会員でもある両社の協力により、同倶楽部の関係者が多数参加した。冒頭、インターリンク

の井村氏があいさつし、「当セミナーは今回で20回目を迎えるが、毎回、講師の山口先生にその時々トピックを話していただいている。今回は中国・天津の爆発事故以来、運送人や荷主からの問い合わせが増えている危険品について情報提供させていただけれはと思う」と述べた。NVOCCクラブの鵜澤理事長は「外航国際物流の健全な発展を目的に当クラブを設立した。皆さまには、物流に伴うさまざまなリスクやトラブルをどう未然に防げるのかという共通の問題を一緒に考え、

軽減していくという趣旨に賛同して参加いただければと思う」と述べた。山口弁護士は、国際海上物流に関する法律や条約を紹介してから、国によって異なる運送人や契約当事者、事故時の請求者の基本的立証事項、法的免責事項、責任制限、出訴期限、ヒマラヤクローズ、共同海損、準拠法と裁判管轄などについて判例を基に説明した。

危険品については、2004年に発生した「N Y K A R G U S 事件」の判例を解説。貨物船に積載した危険物の加熱によって火災が発生した事故について、東京高裁の判決では、「危険物の海上運送を委託しようとする荷主人（荷主）は当該物質が危規則上の可燃性物質類に該当するか否か、可燃性物質類であればどの分類に属するかを適切に分類、判定する義務（危険物分類判定義務）を負う」として、荷主の過失責任を認めた。山口弁護士は「日本の通説では過失責任だが、英国では最高裁の判決で無過失責任が認定されており、米国でも英国判例に従った判決が出た」と指摘した。